

自動車リサイクル法 解体業・破砕業
変更届・廃業届の手引き

令和 5 年 3 月

沖縄県 環境部 環境整備課

はじめに

この手引きは、沖縄県で許可を受けた解体業者及び破碎業者が行う変更届出・廃業届出について説明しています。

1 提出方法等

(1) 提出部数

届出書類の提出部数は正副2部です。(申請者控えが必要であれば3部ご用意ください。)

※ 副本は、正本の写し(コピーしたもの)で構いません。

(2) 受付場所

許可を受けた保健所へ提出してください。

◆ 保健所連絡先 ◆

保健所名	連絡先
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636
中部保健所 環境保全班	098-989-6610
南部保健所 環境保全班	098-889-6846
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243

2 注意事項

(1) 届出様式及び記載例は、沖縄県環境整備課のウェブページ上で入手できます。

URL:<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/recycle/car.html>

(2) 届出書等の作成を行政書士に委任する場合は、委任状を提出して下さい。

委任状には、次の事項を記載してください。

- ① 「委任状」であることの記載
- ② 委任者(押印)
- ③ 委任の範囲
- ④ 行政書士の氏名、登録番号
- ⑤ 委任した日付

(3) 届出書及び添付書類への押印の要・不要については、以下のとおりです。

【押印不要】 届出書、誓約書、使用人証明書

【押印必要】 賃貸借契約書、使用承諾書、行政書士への委任状など

(4) 自動車リサイクル法関連業のうち、異なる業の届出等を同時に行う場合(例:解体業と破碎業の許可を有する法人Aの役員に変更があった場合)は、住民票等の公的書類は、そのうちの1つに原本を添付すれば、残りの変更届出書等にはその写し(コピーしたもの)でも構いません。

3 変更届出について

次の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に許可を受けた保健所へ変更届を提出しなければなりません。

- ① 氏名(名称又は代表者氏名)又は住所
- ② 事業所の名称又は所在地
- ③ 役員、使用人、株主又は出資者
- ④ 未成年者の法定代理人
- ⑤ 事業の用に供する施設の概要
- ⑥ 標準作業書の記載事項
- ⑦ 解体業、破碎業、産業廃棄物処理業の許可状況
- ⑧ 廃棄物処理法第 15 条の施設許可(破碎業のみ)

(1) 解体業者の変更届出時の必要書類 No.1

届出書：様式第七(第五十八条関係)	<input type="checkbox"/>
誓約書：添付書類様式1-3	<input type="checkbox"/>
許可証の写し(直近に交付されたもの)	<input type="checkbox"/>
変更事項	添付書類
【申請者が個人の場合】 ・氏名又は住所の変更	○ 住民票及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>
【申請者が法人の場合】 ・名称、代表者氏名又は住所の変更	○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○ 定款又は寄附行為 <input type="checkbox"/>
【申請者が法人の場合】 ・役員の変更	○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○ 役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>
【使用人がいる場合】 ・使用人の変更	○ 使用人の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、使用人証明書 <input type="checkbox"/>
【申請者が未成年の場合】 ・法定代理人の変更	【個人の場合】 ○ 住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> 【法人の場合】 ○ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○ 役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>
(法定代理人が法人の場合) ・役員の変更	○ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○ 役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>

* 住民票、登記事項証明書等の公的書類については発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの

* 住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、本籍の記載のあるもの(外国人については国籍等の記載があるもの)

次ページに続く

解体業者の変更届出時の必要書類 No.2

届出書：様式第七(第五十八条関係)	<input type="checkbox"/>
誓約書：添付書類様式1-3	<input type="checkbox"/>
許可証の写し(直近に交付されたもの)	<input type="checkbox"/>
変更事項	添付書類
・事業所の名称及び所在地又は事業の用に供する施設の概要の変更	<input type="checkbox"/> ○ 変更のあった施設等の所有権又は使用権限を証する書類 ^{※1} <input type="checkbox"/> ○ 変更のあった施設等の構造を明らかにする図面 ^{※2} (平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、施設の写真 <input type="checkbox"/> ○ 変更のあった施設等の付近の見取図 <input type="checkbox"/> ○ (施設を新規設置する場合)関係法令手続状況を示す書類(添付書類様式4)
【申請者が法人の場合】 ・株主又は出資者(100分の5以上の株式保有者又は出資者に限る。)の変更	<input type="checkbox"/> 【株主又は出資者が個人の場合】 <input type="checkbox"/> ○ 株式又は出資の金額を記載した書類 <input type="checkbox"/> ○ 新たな株主又は出資者の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> 【株主又は出資者が法人の場合】 <input type="checkbox"/> ○ 株式又は出資の金額を記載した書類 <input type="checkbox"/> ○ 新たな株主又は出資者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
・標準作業書の変更	<input type="checkbox"/> ○ 標準作業書全文 ※更新(変更)許可申請と同時に提出する場合で、標準作業書全文を同申請書に添付している場合は、その旨を示した書類の添付により省略可能
・解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可状況	<input type="checkbox"/> ○ 許可証の写し

* 住民票、登記事項証明書等の公的書類については発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの

* 住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、本籍の記載のあるもの(外国人については国籍等の記載があるもの)

※1 解体作業場・保管場所等[※]・・・土地(建物)の登記事項証明書及び公図(登記簿上の地目が畑や田の場合、非農地証明書又は農地転用申請書(鑑)を添付すること)

車両[※]・・・車検証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付すること)

その他解体に用いる施設[※]・・・売買契約書等の写し

※) 借用の場合は、賃貸借契約書等の写しも添付すること

※2 使用済自動車(解体自動車)保管施設・・・施設周囲の囲い、床面、油水分離槽、排水溝の状況が確認できるもの

解体作業場・・・屋根、壁、床面、油水分離槽、排水溝の状況が確認できるもの

(2) 破産業者の変更届出時の必要書類 No.1

届出書：様式第十一(第六十四条関係)	<input type="checkbox"/>
誓約書：添付書類様式1-3	<input type="checkbox"/>
許可証の写し(直近に交付されたもの)	<input type="checkbox"/>
変更事項	添付書類
【申請者が個人の場合】 ・氏名又は住所の変更	○ 住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>
【申請者が法人の場合】 ・名称、代表者氏名又は住所の変更	○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○ 定款又は寄附行為 <input type="checkbox"/>
【申請者が法人の場合】 ・役員の変更	○ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○ 新たな役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>
【使用人がいる場合】 ・使用人の変更	○ 使用人の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、使用人証明書 <input type="checkbox"/>
【申請者が未成年の場合】 ・法定代理人の変更	【個人である場合】 ○ 法定代理人の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> 【法人である場合】 ○ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○ 役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>
(法定代理人が法人の場合) ・役員の変更	○ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○ 役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>

- * 住民票、登記事項証明書等の公的書類については発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの
- * 住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、本籍の記載のあるもの(外国人については国籍等の記載があるもの)

次ページに続く

破砕業者の変更届出時の必要書類 No.2

届出書：様式第十一(第六十四条関係)	<input type="checkbox"/>
誓約書：添付書類様式1-3	<input type="checkbox"/>
許可証の写し(直近に交付されたもの)	<input type="checkbox"/>
変更事項	添付書類
・事業所の名称及び所在地又は事業の用に供する施設の概要の変更	<input type="checkbox"/> 変更のあった施設等の所有権(又は使用権原)を証する書類 ^{※1} <input type="checkbox"/> 変更のあった施設等の構造を明らかにする図面 ^{※2} (平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、施設の写真 <input type="checkbox"/> 変更のあった施設等の付近の見取図 <input type="checkbox"/> (施設を新規設置する場合)関係法令手続状況を示す書類(添付書類様式4)
【申請者が法人の場合】 ・株主又は出資者(100分の5以上の株式保有者又は出資者に限る。)の変更	【株主又は出資者が個人の場合】 <input type="checkbox"/> 株式又は出資の金額を記載した書類 <input type="checkbox"/> 新たな株主又は出資者の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 【株主又は出資者が法人の場合】 <input type="checkbox"/> 株式又は出資の金額を記載した書類 <input type="checkbox"/> 新たな株主又は出資者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
・標準作業書の変更	<input type="checkbox"/> 標準作業書全文 <input type="checkbox"/> ※ 更新(変更)許可申請と同時に提出する場合で、標準作業書全文を同申請書に添付している場合は、その旨を示した書類の添付により省略可能
・解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可状況	<input type="checkbox"/> 許可証の写し

* 住民票、登記事項証明書等の公的書類については発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの

* 住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、本籍の記載のあるもの(外国人については国籍等の記載があるもの)

※1 破砕作業場・保管場所等[※]・・・土地(建物)の登記事項証明書及び公図(登記簿上の地目が畑や田の場合、非農地証明書又は農地転用申請書(鑑)を添付すること)

車両[※]・・・車検証の写し(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付すること)

その他破砕に用いる施設[※]・・・売買契約書等の写し

※) 借用の場合は、賃貸借契約書等の写しも添付すること

※2 解体自動車保管施設・・・施設周囲の囲いの状況、範囲が確認できるもの

シュレッダーダスト保管施設・・・屋根、側壁、床面、排水処理施設等の状況が確認できるもの

4 廃業届出について

次のいずれかに該当することになった場合は、その日から30日以内に管轄の保健所へ廃業届出書を提出しなければなりません。

廃業届出書(第十四号様式)には、すでに交付されている許可証(原本)を添えて提出してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行うもの
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合	その清算人
許可に係る業を廃止した場合	解体業者(破碎業者)であった個人又は解体業者(破碎業者)であった法人を代表する役員

※ 廃業する場合には、使用済自動車又は解体自動車の処理残しが無いよう、引取りを行った車両については必ず引渡しを行い、自動車リサイクルシステム上でも電子マニフェストによる報告等の処理を行った後に、廃業届出を提出して下さい。